

法務省民二第1号
令和2年1月9日

法務局長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局長
(公印省略)

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正について（通達）
平成17年2月25日付け法務省民二第456号当職通達「不動産登記事務
取扱手続準則」の一部を別紙のとおり改正し、本月14日から実施することと
しましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

別紙

1 第133条中「認証日付」を「作成の年月日」に改める。

2 第133条の次に次の1条を加える。

第133条の2 登記事項証明書には、電子計算機において不動産の所在地を管轄する登記所を識別するための情報、不動産番号及び作成の年月日を表すバーコードその他これに類する符号を記載するものとする。ただし、登記事項証明書と別にこれを記載した書面を作成するときは、この限りでない。

3 別記第49号を次のように改める。

別記第49号（第32条第1項関係）

受付	識別照合	調査	地図調査	記入	地図記入	図面整理	校合	通知
年 月 日 第 号- -								符号
登録失効最終番号:第 号				効力証明最終番号:第 号				
窓口								
不動産								

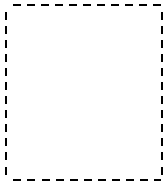
4 別記第50号を次のように改める。

別記第50号（第32条第1項関係）

受付	識別照合	調査	地図調査	記入	地図記入	図面整理	校合	通知
年 月 日 第 号- -								符号
登録失効最終番号:第 号				効力証明最終番号:第 号				
郵送	第 号- - ~ 第 号- -							
不動産								

5 別記第56号を次のように改める。

別記第56号（第48条第1項，第118条第2号関係）

	<table border="1"><tr><td data-bbox="644 371 708 465"></td><td data-bbox="727 371 791 465"></td><td data-bbox="810 371 874 465"></td><td data-bbox="884 412 916 434">-</td><td data-bbox="925 371 989 465"></td><td data-bbox="999 371 1062 465"></td><td data-bbox="1072 371 1136 465"></td><td data-bbox="1145 371 1203 465"></td></tr></table>				-				
			-						

転
送
不
可

通知第 号
年 月 日

殿

何市区郡何町村大字何字何何番地
法務局 出張所

登記官

職 印

下記のとおり登記の申請がありましたので、不動産登記法第23条第2項の規定に基づき通知します。

この登記申請をしていない場合には、直ちに、上記の登記所に異議を申し出てください（登記完了前に異議の申出があった場合に限り、不動産登記法第24条第1項の調査を行います。）。

記

登記の申請の内容

- （1）不動産所在事項及び不動産番号
- （2）登記の目的
- （3）受付番号
- （4）登記原因
- （5）申請人

※（注意）

なお、この書面の内容に不明な点がありましたら、直ちに、上記の登記所に連絡してください。

連絡先電話番号
担当者